

条件付一般競争入札の実施

条件付一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により次のとおり公告します。

令和3年6月30日

佐野市長 金子 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達に付する事項

調達件名	履行場所	業種区分要件	地域要件
佐野市勤労者会館清掃業務委託	佐野市勤労者会館	大分類 ○ 清掃・点検等 小分類 1 清掃	市内に本店又は受任支店等

(2) 履行期間 令和3年9月1日から令和6年8月31日まで（36か月）

(3) 業務の特質等 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加できる者に必要な資格

公告日現在、佐野市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、公告の日から開札の日までにおいて次の資格をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により市の入札参加制限を受けていない者であること。
(3) 公告日から開札の日までにおいて、佐野市競争入札参加者指名停止要綱（平成17年佐野市告示第154号）第2条第1項に規定する指名停止の期間中でないこと。
(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立がなされていないこと、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立がなされていないこと。 ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

3 入札日程等

入札書の提出方法	佐野市郵便入札実施要綱（平成24年佐野市告示第50号。以下「実施要綱」という。）による郵便入札。
----------	--

郵送の方法	「一般書留」、「簡易書留」又は「特定記録」のいずれかとする。	
入札書宛先	〒327-8799 日本郵便株式会社 佐野郵便局 留 佐野市 行政経営部 契約検査課 契約係	
入札書及び封筒	郵便入札用の指定様式を使用すること。	
参加資格確認申請書の交付	本公告日から参加申請書受付終了時まで	佐野市ホームページからダウンロード <a href="https://www.city.sano.lg.jp/">https://www.city.sano.lg.jp/</a>
参加資格確認申請書等の提出	提出方法：持参または郵送（郵送方法は、入札説明書による。） 本公告日から <b>令和3年7月7日</b> まで。（「佐野市の休日を定める条例」に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く。）	提出場所：佐野市行政経営部契約検査課 契約係 提出時間：午前9時から午後5時まで （ただし、正午から午後1時までを除く。）
参加資格確認申請提出書類	1 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式第1号） 1部 2 通知書返信用封筒（切手貼付、返信用宛名記載のもの） 1部	
参加資格確認結果通知書等	令和3年7月8日に条件付一般競争入札参加資格確認書を郵送する。	
無資格理由に関する質問の提出	提出方法：書面により持参 令和3年7月9日まで（市の休日を除く。）	提出場所：佐野市行政経営部契約検査課契約係 提出時間：午前9時から午後5時まで （ただし、正午から午後1時までを除く。）
無資格理由に関する質問の回答	令和3年7月13日に回答する。	
仕様書に関する質問の提出	提出方法：書面により持参又はファクシミリ。 提出期間：本公告日から令和3年7月8日まで（市の休日を除く。）	提出場所：照会先の仕様の内容問合せ先 提出時間：午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
仕様書等に関する質問の回答	令和3年7月12日 午後5時までに佐野市ホームページに掲載する。	
積算内訳書の提出	要する。	
開札の立会人	入札参加者から、抽選により2人を選任する。	
入札書到達期限	令和3年7月15日 日本郵便株式会社 佐野郵便局到達（必着）	
立会人選任通知日	令和3年7月16日	

開札の日時及び場所	令和3年7月19日 午前10時00分 佐野市役所入札室（6階）
契約書の作成	要する。

#### 4 入札保証金等

入札保証金	免除
契約保証金	免除

#### 5 入札の無効

佐野市財務規則（平成17年佐野市規則第59号）第85条、佐野市物品購入等に係る条件付き一般競争入札実施要綱（平成24年佐野市告示第68号。以下「入札実施要綱」という。）第11条及び佐野市郵便入札実施要綱（平成24年告示50号）第7条の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 6 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、佐野市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年条例第279号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

#### 7 その他

- (1) 参加資格確認申請書等、入札書、入札書郵送封筒は指定の様式を使用すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 契約条項を示す場所：契約書及び入札書を定めている執行規則及び実施要綱等については、佐野市行政経営部契約検査課契約係において閲覧できる。

#### 8 照会先

公告の内容：〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地（佐野市役所 6階）佐野市 行政経営部 契約検査課 契約係  
電話（0283）20-3027 FAX（0283）22-9104

仕様の内容：〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地（佐野市役所 3階）佐野市 産業文化部 産業立市推進課 産業立市推進係  
電話（0283）20-3040 FAX（0283）20-3029